

E子 では、税額控除の内容はどうでしょうか？

部長 取得価額の7%を法人税の額から控除してくれるが、その年の法人税の20%が上限というものだ。

E子 取得価額1千万円の7%というと、70万円ですね。なんだか特別償却と比べると金額が小さいですが。

部長 E子くん、ちょっと落ち着いて。特別償却は3百万円が経費となるが、その分いくら税額が減るか考える場合には、特別償却額に法人税率を乗じて計算しないといけない。

E子 中小企業の場合、課税所得が8百万円以下の部分の法人税率は15%です。3百万円×15%で45万円の減税、8百万円を超える場合は超える部分の税率は23・2%ですから、69・6万円の減税になります。

部長 特別償却の場合は、減税効果が高く見積もっても最大で69・6万円ということは、税額控除が有利と言えそ

うだね。

E子 では、税額控除の選択で決まりますね！

部長 …と言いたいところだが、一概にそうとも言えないぞ。

E子 あれ。どうしてでしょうか？

部長 税額控除は税の額そのものを少なくしてくれるから、会社からその分の現金を失わないで済む。かたや、特別償却は減価償却費を先取りして計上できるというだけで、翌期以降の減価償却費は少なくなる。長い目で見ると、今回の機械の減価償却費は変わらないんだ。

E子 それならやはり税額控除の方が有利ではないでしょうか？

部長 うちの会社が今回の決算で利益が出れば税額控除でよいが、赤字ならどうだろう？

E子 税額控除を受けることができま
せんから、特別償却を、ということでは
しょうか。

部長 そうだね。繰越控除の決まりもあるから、翌期必ず利益になるのなら税額控除を選択するということも考えられるが…。

E子 物事に絶対はないですから、怖いですね。でも、赤字で特別償却を受けたとしても、赤字が増えるだけで、良いことはないのではないですか？

部長 そうだね。特別償却を受けた結果、債務超過になってしまったりしたら本末転倒だ。金融機関や取引先の信頼が下がってしまうかもしれない。ただ、税務上の赤字、繰越欠損金が増えるから、将来利益が出たときに税務上、その分税負担を減らすことができるかもしれないぞ。

E子 欠損金の繰り越しは最大10年です。場合によってはいいかもしれません。

部長 結局、試算してみるしかない。私の試算では今のところ税額控除で大丈夫だと思っているよ。安心して。